

令和3年度
下水道に関する人身事故発生状況について
(令和3年8月末時点)

1. 総括
2. 維持管理作業
3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故発生状況(総括)

(令和3年8月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
	2. 負傷事故	4 (4)	1 (2)	4 (2)	1 (5)	8 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (3)	0 (5)	0 (5)	0 (4)	0 (4)	18 (18)	18 (43)
	合計	4 (4)	1 (2)	4 (2)	1 (5)	8 (5)	0 (2)	0 (3)	0 (3)	0 (5)	0 (6)	0 (4)	0 (4)	18 (18)	18 (45)
	累計	4 (4)	5 (6)	9 (8)	10 (13)	18 (18)	18 (20)	18 (23)	18 (26)	18 (31)	18 (37)	18 (41)	18 (45)	-	-
工事	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (6)	2 (7)
	2. 負傷事故	8 (0)	5 (7)	5 (5)	1 (7)	6 (9)	0 (11)	0 (9)	0 (14)	0 (18)	0 (10)	0 (14)	0 (5)	25 (28)	25 (109)
	合計	8 (2)	5 (8)	6 (5)	1 (8)	7 (11)	0 (11)	0 (9)	0 (14)	0 (18)	0 (10)	0 (14)	0 (6)	27 (34)	27 (116)
	累計	8 (2)	13 (10)	19 (15)	20 (23)	27 (34)	27 (45)	27 (54)	27 (68)	27 (86)	27 (96)	27 (110)	27 (116)	-	-
合計	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (6)	2 (9)
	2. 負傷事故	12 (4)	6 (9)	9 (7)	2 (12)	14 (14)	0 (13)	0 (11)	0 (17)	0 (23)	0 (15)	0 (18)	0 (9)	43 (46)	43 (152)
	合計	12 (6)	6 (10)	10 (7)	2 (13)	15 (16)	0 (13)	0 (12)	0 (17)	0 (23)	0 (16)	0 (18)	0 (10)	45 (52)	45 (161)
	累計	12 (6)	18 (16)	28 (23)	30 (36)	45 (52)	45 (65)	45 (77)	45 (94)	45 (117)	45 (133)	45 (151)	45 (161)	-	-

※下段()書きは前年度(令和2年度)の値
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.人身事故発生状況(維持管理作業)

(令和3年8月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計	
事業者主体	1. 都道府県	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5	12	
	2. 政令市	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	6	9	
	3. 一般市	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6	22	
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	4	1	4	1	8	0	0	0	0	0	0	0	18	45	
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	2. マンホール	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	6	
	3. 処理場	2	1	4	0	6	0	0	0	0	0	0	0	13	24	
	4. ポンプ場	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	8	
	5. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	
	合計	4	1	4	1	8	0	0	0	0	0	0	0	18	45	
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	負傷事故	4	1	4	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	18	43
	1. 墜落・転落	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	16
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6	12
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 切れ・こすれ	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	5. 転倒	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
14. その他	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	
合計	4	1	4	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	18	45	
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	
	2. 委託先業者	3	1	4	1	8	0	0	0	0	0	0	0	17	47	
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	合計(人)	4	1	4	1	8	0	0	0	0	0	0	0	18	52	
累計	4	5	9	10	18	18	18	18	18	18	18	18	18	-	-	

令和2年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	4	4	6	4	4	47
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	4	5	6	4	4	52
累計	4	6	8	13	23	25	29	33	38	44	48	52	-	

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和3年8月末時点

NO.	発生日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者				
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
8月											
1	R3.8.3	2.政令市	処理場	②負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	汚泥資源化センターの改良土プラントにおいて、作業員が点検作業を行っていたところ、土搬送ベルトコンベアに右腕を挟まれた。	確認中	委託先業者	30代	男	右上腕部損傷
2	R3.8.3	1.都道府県	処理場	②負傷事故	⑤転倒	最終沈殿池清掃終了後に、ホースを引っ張り片付けようとしたところ、後方にある配管ブリッジに接触し後ろ向きに転倒した。その際に、押さえようとした左手が地面につき手首を骨折した。	・清掃で使用したホースを片付けるときは、ホースを持ち後方へ引っ張るのではなくホースの先端を持ち収納する方向へ前向きに作業する。 ・作業対象場所の再確認をして、配管や配管ブリッジなどの障害物がない、または少ない場所を通過・作業場所として作業員の危険リスク低減に努める。 ・今回つまずいた配管ブリッジに注意喚起としてトラロープをはることで視認しやすくし、つまずき転倒を防止する。 ・安全ハットロールを実施する。	委託先業者	71	男	左手首骨折
3	R3.8.6	1.都道府県	処理場	②負傷事故	①墜落・転落	浄化センター水処理棟地下1階管廊において、脚立を用いて上部へ上がりガリガリ清掃を行い清掃終了後、下へ降りようとした際、脚立の脚が滑り脚立が倒れたため落下し、胸を強打して肋骨を骨折するとともに右踵骨を骨折した。	・脚立上部の固定を行う。 ・補助員の配置を行う。	委託先業者	64	男	右肋骨骨折 右踵骨骨折
4	R3.8.18	1.都道府県	処理場	②負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	指定管理者の維持管理(夜間巡視)において、汚泥脱水機の脱水機ベルトコンベアに付着した脱水ケーキをスコップで除去する際に、スコップを握っていた左手が巻き込まれ、左手薬指の第一関節から指先を裂傷及び骨折した。事故原因は指定管理者作業員の作業手順不備によるもの。	確認中	委託先業者	確認中	男	左手薬指(第一関節)裂傷及び骨折
5	R3.8.24	3.一般市	ポンプ場	②負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	ポンプ場にて、No.3汚水ポンプの点検業務を行っていたが、一時的に外に出るために正門を開けた。正門は2段の横方向にスライドするタイプで、以前から門は重く、ローラー部に潤滑剤(グリス・CRC等)を塗布していたが、一人での開閉が難しく、勢いをつけて開閉する必要があった。当時は作業員Aと作業員Bの2名で門を開けており、作業員Aが門の左側面を押し、作業員Bが右側で門を引いた。全開から3/4程度開いた付近で作業員Aが1段目の門のストッパーと2段目の門との間に指が挟まれてしまった。	・早急に対応として、門に手を置く位置、開閉位置等のマーキングを行い、作業に係わる全員が同じ開け方を出来るよう教育する。 ・簡易的な作業でもKY(危険予知)活動を事前に行うことを徹底する。 ・本扉及び同種の扉について、点検を行い、必要に応じローラーの交換、別のストッパーを取り付ける。	委託先業者	45	男	左手中指第一関節内側裂傷(10針)
6	R3.8.25	2.政令市	処理場	②負傷事故	⑪その他	生物脱臭設備の苛性ソーダ注入ポンプ吐出側配管のゴムチューブが劣化しており交換の前置準備(購入のため)として、採寸していたところ、チューブが外れ、保護具を着用していなかったため、チューブ内の苛性ソーダ(20%)が右肩にかかり、顔面に跳ねた。	・採寸等、簡易作業と認識せず、考えられるリスクを想定し作業に応じた安全対策(保護具着用等)を実施する。	委託先業者	24	男	右上肢、顔面化学熱傷 両アクリル目外傷
7	R3.8.28	3.一般市	マンホール	②負傷事故	⑪その他	人孔内の腐食した足掛け金物を撤去し、新しく足掛け金物を設置するため、人孔内壁(壁厚100mm)にハンマードリルにて取付用の穴を削りしていたところ、ドリルの刃が人孔壁内の鉄筋に接触した。人孔壁体のコンクリート部分を掘削中は、ドリルの抵抗が比較的小さいので、それに合わせた力加減となっていたが、ドリル先端が鉄筋に当たったときに、一気に抵抗が大きくなり、この反動に耐える力が足りていなかったため、ドリル本体が跳ね上がってしまった。その結果ドリルの本体が、鼻の上部に接触し、出血し鼻骨が骨折した。	・安全作業についての再確認 ・作業員の力量を考慮しての採配 ・作業前KYの徹底	委託先業者	61	男	鼻骨骨折
8	R3.8.31	3.一般市	処理場	②負傷事故	⑤転倒	浄化センターにおいて、作業員が夜3時頃に生汚泥スクリーンのし道袋交換作業を行い、終了後に管理棟へ戻るため階段を降りはじめた。通常は生汚泥スクリーンの周囲が暗いこともありヘッドライトを使用しているが、事故当日は着用していたヘッドライトの明かりが弱かった為、懐中電灯を使用していた。階段を降りる時は右手で懐中電灯を持ち、左手に軍手を持っていて手摺は掴んでいなかった。地面から2段目の踏み板を踏み外し、体勢を崩しながら右足から地面に着地、その際に右足を捻ってしまった。	・階段昇降の事故関連の資料を用いた安全教育を実施。階段の昇降時は必ず手摺を使用する。 ・生汚泥スクリーン周辺にセンサーライトを設置する。 ・作業前にヘッドライトの状況を確認し、不具合がある場合は交換する。 ・作業内容ごとのルールを再確認する。 ・作業前のKYミーティングを改善する。 ・作業前にKYマップを再確認する。 ・作業場所の安全ハットロールを実施する。	委託先業者	31	男	右足 足背剥離骨折

3.事故発生状況(工事) (令和3年8月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
事業者主体	1. 都道府県	0	1	1	1	2								5	6
	2. 政令市	6	3	4	4	9								26	60
	3. 一般市	4	2	2	0	2								10	71
	4. 町村	0	0	2	0	0								2	11
	5. その他	0	0	0	0	0								0	1
	合計	10	6	9	5	13								43	149
工事分類	1. 管きよ開削	6	2	8	4	7								27	93
	2. 管きよ推進	1	2	0	0	0								3	19
	3. 管きよシールド	0	0	0	0	0								0	2
	4. 管きよその他	2	1	1	0	1								5	10
	5. 処ポ土木建築	1	1	0	0	2								4	15
	6. 処ポ機械電気	0	0	0	0	1								1	8
	7. 処ポその他	0	0	0	1	2								3	2
	合計	10	6	9	5	13								43	149
事故類型	1. 墜落・転落	0	0	0	1	1								2	18
	2. はさまれ・巻き込まれ	3	4	3	0	1								11	30
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0								0	7
	4. 切れ・こすれ	1	1	1	0	1								4	4
	5. 転倒	1	0	0	0	1								2	4
	6. 激突	1	0	0	0	0								1	13
	7. 土砂崩壊	1	0	0	0	1								2	11
	8. 交通事故	0	0	1	0	0								1	2
	9. 感電	0	0	0	0	0								0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0								0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0								0	0
	12-1. 公衆災害(人身)	0	0	0	0	0								0	15
	12-2. 公衆災害(物損)	2	1	3	4	6								16	38
	13. 作業車両の横転	0	0	1	0	0								1	1
	14. その他	1	0	0	0	2								3	6
合計	10	6	9	5	13								43	149	
被災者数(人)	1. 死亡	0	0	1	0	1								2	7
	2. 重傷	7	4	5	1	4								21	83
	3. 軽傷	1	1	0	0	2								4	26
	合計(人)	8	5	6	1	7								27	116
累計	8	13	19	20	27								-	-	
その他(民間発注工事など)															
1. 死亡	0	0	0	0	0									0	0
2. 負傷	0	0	0	0	0									0	0

令和2年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
被災者数(人)	1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	7	
	2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	12	7	11	4	83	
	3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	6	3	3	1	26	
	合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	14	18	10	14	6	116	
累計	2	10	15	23	34	45	54	68	86	96	110	116	-		
その他(民間発注工事など)															
1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

事故情報データベース(工事)

令和3年8月末時点

NO.	発生年月日			事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
		事業主体	従事作業				年齢	性別	被害状況
8月									
1	R3.8.2	2.政令市	掘削作業	下水取付管の入替(V150)のため、バックホウにて掘削を行っていたところ、ガス供給管のマーキングを見落としてしまい、ガス引込管を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
2	R3.8.3	1.都道府県	その他	監督員が現場確認の際、足場を移動中に足下不注意により、階段を踏み外し転倒し負傷した。	現場内	5.転倒	57	男	左鎖骨骨折
3	R3.8.3	2.政令市	プラント設備解体	プラント設備(フィルタープレス)の解体中、濾布板(フィルター材)をクレーンで吊り上げ水槽内に降ろす作業をしていたところ、水槽内に濾布板の束(8枚)を縦置きした状態で作業員が水槽内に入り玉掛ワイヤーを外そうとした際に、作業員の方向へ濾布板が倒れ水槽の床との間に右足を挟み負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	44	男	右足脛骨・排骨骨折
4	R3.8.3	2.政令市	掘削作業	取付管施工の掘削時に、宅内のガス占用位置を示すマーキングから掘削範囲内にガス供給管が存在しないと想定して作業を進めていたが、想定していない位置に供給管が存在しており、気づかずに損傷させてしまった。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
5	R3.8.4	3.一般市	薬液注入	高圧噴射攪拌工法による地盤改良工事中、噴射孔が詰まったため、点検を行っていたところ、地中にロッドが下りていると思い込んでいた「ポンプ操作員」が高圧ポンプを起動させたため、高圧水が噴射し、右手親指を骨折及び裂傷した。	現場内	4.切れ・こすれ	27	男	右手親指骨折・裂傷
6	R3.8.5	2.政令市	掘削作業	取付管の布設替えの掘削作業中、ガス巡回員がマーキングしたガス管の想定位置で、人力掘削によりガス管を確認したが、ガス管を一部分しか確認せず、本管付近まで確認を行っていなかった。ガスの引き込み管が本管までまっすぐ取り付けられており、思い込み機械で掘削していたところ、想定していなかった位置にガス管が配管されており、気づかずに小型バックホウ(0.1m ³)のバケットでひっかけ損傷した。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
7	R3.8.6	1.都道府県	その他	当日の作業を終えて現場事務所に着替えをしていたところ、急に気分が悪くなり病院へ搬送された。	現場内	14.その他	67	男	熱中症
8	R3.8.11	2.政令市	掘削作業	下水道本管施工時にガス引込管のマーキングは確認していたが、近くで土質が変化した箇所があり、そちらに気を取られてしまい、バックホウによる機械掘削を継続していたところガス引込管を損傷させてしまった。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
9	R3.8.11	3.一般市	管きょ更生工	管きょの更生工事中、マンホール内の水量が多く、排水状況を確認するため、作業員がマンホール下部へ降りたところ、水替えポンプのホースがジョイント部で外れ、管更生中の蒸気に熱せられた排水を右半身に浴びて火傷した。	現場内	14.その他	42	男	右半身火傷
10	R3.8.16	2.政令市	片付け作業	ポンプ棟地下2階の床搬出口で部材の搬出作業を終えて、2名で蓋を閉める作業をしていたところ、蓋を閉める際の声掛けが合わず、前のめりになりバランスを崩して、床搬出口から10.2m下の地下3階に墜って墜落した。	現場内	1.墜落・転落	48	男	死亡
11	R3.8.17	2.政令市	掘削作業	到達立坑覆工板撤去作業に伴い、汚水人孔斜壁を設置するために人孔周辺を掘削中、周辺にガス管が配管されていることを把握しておらず、機械掘削によりガス管を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
12	R3.8.18	2.政令市	支保工設置作業	土留め支保工設置の際、切梁サポートを設置する前に作業員が掘山に入ってしまった、作業していた掘山が一部崩れ、アルミ矢板が土砂に押し込まれ、アルミ矢板の間に作業員が挟まれ負傷した。	現場内	7.土砂崩壊	34	男	鎖骨骨折・頭部裂傷
13	R3.8.26	2.政令市	掘削作業	取付管施工の掘削時に、ガス供給管(φ50)の既存位置について資料提供されていたが、資料の記載にない位置でガス供給管が配管されており、誤ってガス供給管を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷

 :死亡事故
 :負傷事故
 :物損事故

令和3年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和3年8月末時点)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況 (令和3年8月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	13 (50)
	累計	2 (9)	5 (12)	6 (18)	8 (21)	13 (26)	13 (28)	13 (30)	13 (35)	13 (38)	13 (43)	13 (45)	13 (50)	-

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (2)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (2)	0 (1)	2 (15)
	2. 政令市	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (8)
	3. 一般市	2 (6)	1 (2)	1 (4)	1 (1)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (4)	7 (24)
	4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	13 (50)
発生施設	1. 管渠	2 (5)	1 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	4 (15)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	4 (10)
	3. 処理場	0 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	1 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	2 (14)
	4. ポンプ場	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	2 (5)
	5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)
	合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	13 (50)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	0 (3)	1 (3)	0 (5)	1 (2)	2 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	4 (25)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	5 (7)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (4)	1 (0)	0 (1)	1 (1)	2 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (5)	0 (0)	0 (3)	4 (18)
	合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	13 (50)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (7)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (5)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	1 (5)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	3 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	6 (22)
	⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (1)
	水質事故 合計	2 (9)	1 (2)	1 (4)	2 (2)	5 (4)	0 (2)	0 (2)	0 (3)	0 (2)	0 (4)	0 (1)	0 (5)	11 (40)
	その他案件	0 (0)	2 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	2 (10)
水質事故等 合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	13 (50)	
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5)
	② 耐用年数以内	1 (0)	2 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	4 (13)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	1 (0)	2 (2)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	4 (18)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()内書きは、前年度(令和2年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和3年8月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			状況分類		事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	供用年数 標準耐用年数	損傷・故障 の発生状況	事故概要	事故への対応
8月								
1	R3.8.12	3.一般市	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出			マンホールから水が漏れていると地域住民から下水道管理者へ連絡が入り、下水道課職員が現地を確認、隣接する飲食店のロードによる閉塞と想定。 下水道管理者より管路清掃業者へ連絡、バキューム車、高圧洗浄車の手配、所轄警察署へ連絡し交通規制を実施し、交通誘導員を配置後、閉塞解除作業開始し閉塞原因物質(油脂類が固化したもの)を回収し閉塞を解消するとともに道路上と側溝に次亜塩素酸を噴霧し消毒を実施。 その後、閉塞の原因のロードで汚れている下流の清掃を行い完了した。 今後の対策としては、原因者を特定したため、グリーストラップの点検・清掃の徹底を指導するとともに年1回(秋頃)、グリーストラップ、汚水樹を下水道管理者により確認する。 なお、下水道管理者では毎年、飲食店へ文書により「グリーストラップの適正な維持管理について」を指導している。
2	R3.8.17	1.都道府県	処理場	水質事故	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合			A2O法(嫌気無酸素好気法)＋急速砂ろ過によって汚水処理を行っているところ、8月12日からの降雨の影響による生物反応槽流入水量の増加、及び雨天時侵入水等による流入汚濁負荷の低下によりMLSSの低下等、活性汚泥のりん除去が悪化したところへ流入水量が能力超過(能力70,200m ³ /日に対し84,501m ³ /日流入)したため、処理能力の回復に至らず総量規制を超過してしまった。 今後の対策としては、降雨が続き処理能力の低下が予想される場合は、MLSSを確保するなど処理能力の安定化に努める。
3	R3.8.21	2.政令市	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出			マンホールより汚水が溢れていると地域住民から下水道管理者あてに連絡があり、現地を確認し、緊急清掃を指示した。 当該マンホール付近のマンホールポンプは電気設備及び排水ポンプの更新工事中であり、8月20日に商用電源の切り替え作業をした際にポンプ保護装置が働き動作しない状態となったことが本事故の原因である。 ポンプ保護装置をリセットしポンプを稼働させるとともに溢水範囲の路面清掃を実施した。 今後の対応としては、 ・工事作業終了時に工事責任者及び監督員により、チェックリストを用いた確認 ・連絡体制を強化するため、新たに緊急連絡先を追加を行うこととする。
4	R3.8.24	2.政令市	ポンプ場	水質事故	-			委託業者の操作ミスにより、別のポンプ場のポンプを操作しようとしたところ誤って本ポンプ場のポンプを運転してしまい、雨水沈殿地の溜まり水を晴天時に誤放流してしまった。 誤操作に気づき、即座に放流ポンプを停止し、放流先河川の水質を確認した。
5	R3.8.26	3.一般市	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出			マンホールから汚水が漏れていると地域住民から下水道管理者に連絡が入り、下水道課職員と管理委託業者により現地を確認し、マンホールポンプが停止したことによる汚水の溢水と判明。 マンホールポンプが停止した原因は、マンホールポンプ制御盤の電源が過電流でトリップしたことによるものであった。 電源が復帰し、マンホールポンプが稼働した。夜も遅かったためマンホール及び宅内ますから溢水した汚水の清掃・消毒は明朝実施した。